

## 「野庭中学校・丸山台中学校」通学区域と学校規模適正化等に関する意見書

当検討部会は、横浜市学校規模適正化等検討委員会条例（平成 25 年 9 月横浜市条例第 55 号）に基づき、「野庭中学校・丸山台中学校」の通学区域と学校規模適正化等について検討するため、平成 30 年 3 月 28 日、横浜市学校規模適正化等検討委員会に設置され、4 回にわたり「野庭中学校・丸山台中学校」通学区域と学校規模適正化等に関わる諸課題を調査審議し、これを取りまとめたので、次により意見を申し述べます。

## 1 調査審議事項

## (1) 学校規模適正化についての考え方

生徒の教育環境の維持・向上を図るため、野庭中学校を閉校し、丸山台中学校と統合することとし、統合校の丸山台中学校は、両校の歴史を引き継いで、新しい統合校の歴史を築いていくことが望ましいと考えます。

## (2) 学校統合の実施方法

- ア 統合後に使用する学校施設及び用地は、現在の「丸山台中学校」が適当と考えます。
- イ 統合の時期は、平成 32 年（2020 年）4 月が適当と考えます。

## (3) 統合校の学校名

統合校の名称は、「丸山台中学校」とすることが適当と考えます。

## (4) 統合校の通学区域

統合校の通学区域は、野庭中学校と丸山台中学校の通学区域を合わせた区域とし、通学区域の変更時期は、統合校開校の平成 32 年（2020 年）4 月とすることが適当と考えます。

## (5) 統合校の特別調整通学区域

日野住宅地自治会と日野町内会に属する区域（※）について、日野南中学校も選択できる特別調整通学区域を設定することが適当と考えます。

## ア 関係する学校

- 現在：野庭中学校（指定校）
- 設定後：丸山台中学校（指定校）
- 日野南中学校（受入校）

## イ 設定時期及び対象者

統合校開校の平成 32 年（2020 年）4 月とし、平成 32 年（2020 年）4 月以降に中学校に入学または転入する生徒を対象とする。



(※) 特別調整通学区域の対象区域

港南区

日野八丁目 30 番 28 号、31 番 34 号から 31 番 45 号まで、日野九丁目 27 番 8 号から 27 番 22 号まで、39 番から 41 番 16 号まで、42 番から 48 番まで

## 2 その他、統合にあたっての要望

- (1) 両校の生徒には、統合の前後に、今までの経緯と両校の生徒が統合校をスタートさせることを校長から責任をもってしっかりと伝えて、動機付けを行っていくようお願いします。
- (2) 学校統合までの期間においては、両校で「両校の歴史を引き継いだ上で、統合校を開校する」という考え方にに基づき、交流事業や統合校の教育目標の設定等を進めていただき、統合校への円滑な移行を促進するようにお願いします。
- (3) 統合校の特色づくりに基づいた教育環境の確保のため、必要な施設整備について、最大限の努力をお願いします。
- (4) 統合校の円滑な運営を図るとともに環境変化に生徒が順応できるよう、統合校の教職員は、できるだけ両校の教職員をバランスよく配置するよう配慮をお願いします。
- (5) 今回の統合により誕生する新しい「丸山台中学校」には、これまで2校が築いた歴史を尊重し、できる限り関係資料等の保存・記録をお願いします。
- (6) 統合により生じる土地建物の活用に関しては、現在の学校が地域にとって様々な役割を担っていることから、地域の声などを踏まえ、地域防災拠点機能の継続等を含めて検討していただけるようお願いします。
- (7) 統合校開校後1年間は、野庭中学校のグラウンド及び体育館について、部活動等で生徒達が利用できるよう配慮をお願いします。

### むすびに

野庭中学校・丸山台中学校の地区において、今回の両校の統合を契機に、保護者や地域住民による様々な学習活動への参画など、学校との連携・協力体制をより一層推進していきたいと考えています。

関係校をはじめ、教育委員会事務局、港南区役所など関係部署においては、野庭中学校と丸山台中学校の学校統合に向けて、環境の変わる両校の子どもたちや、閉校する野庭中学校周辺の地域住民に対し、細やかかつ十分な配慮をお願いします。